

岩手県岩手海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一共第1号	種市漁業協同組合	九戸郡洋野町角浜地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度27.013分、東経141度40.925分 イ点 北緯40度27.782分、東経141度43.945分 ウ点 北緯40度27.131分、東経141度44.121分 エ点 北緯40度26.186分、東経141度41.560分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町種市第38地割から第45地割まで	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第2号	種市漁業協同組合	九戸郡洋野町平地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度26.186分、東経141度41.560分 イ点 北緯40度27.131分、東経141度44.121分 ウ点 北緯40度26.346分、東経141度44.334分 エ点 北緯40度25.390分、東経141度42.237分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町種市第32地割から第38地割まで	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第3号	種市漁業協同組合	九戸郡洋野町川尻地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度25.390分、東経141度42.237分 イ点 北緯40度26.346分、東経141度44.334分 ウ点 北緯40度25.448分、東経141度44.577分 エ点 北緯40度25.019分、東経141度42.926分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町種市第25地割から第33地割まで	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第4号	種市漁業協同組合	九戸郡洋野町種市地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度25.019分、東経141度42.926分 イ点 北緯40度25.448分、東経141度44.577分 ウ点 北緯40度24.553分、東経141度44.820分 エ点 北緯40度24.102分、東経141度43.092分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町種市第15地割から第24地割まで	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第5号	種市漁業協同組合	九戸郡洋野町鹿糠地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度24.102分、東経141度43.092分 イ点 北緯40度24.553分、東経141度44.820分 ウ点 北緯40度23.710分、東経141度45.049分 エ点 北緯40度23.323分、東経141度43.728分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町種市第15地割から第19地割まで	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第6号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町玉川地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度23.323分、東経141度43.728分 イ点 北緯40度23.710分、東経141度45.049分 ウ点 北緯40度23.384分、東経141度45.633分 エ点 北緯40度22.753分、東経141度44.488分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町種市第11地割から第14地割まで	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第7号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町戸類家地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度22.753分、東経141度44.488分 イ点 北緯40度23.384分、東経141度45.633分 ウ点 北緯40度22.760分、東経141度46.353分 エ点 北緯40度22.316分、東経141度45.066分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町種市第8地割から第10地割まで	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第8号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町宿戸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度22.316分、東経141度45.066分 イ点 北緯40度22.760分、東経141度46.353分 ウ点 北緯40度22.542分、東経141度46.877分 エ点 北緯40度21.653分、東経141度47.484分 オ点 北緯40度21.057分、東経141度46.233分 カ点 北緯40度21.049分、東経141度46.044分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町宿戸	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第9号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町八木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度21.049分、東経141度46.044分 イ点 北緯40度21.057分、東経141度46.233分 ウ点 北緯40度21.653分、東経141度47.484分 エ点 北緯40度21.280分、東経141度47.821分 オ点 北緯40度20.764分、東経141度46.453分 カ点 北緯40度20.640分、東経141度46.267分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町八木及び南八木	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一共第10号	小子内浜漁業協同組合	九戸郡洋野町小子内地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度20.640分、東経141度46.267分 イ点 北緯40度20.764分、東経141度46.453分 ウ点 北緯40度21.280分、東経141度47.821分 エ点 北緯40度20.165分、東経141度47.496分 オ点 北緯40度20.072分、東経141度47.162分 カ点 北緯40度19.907分、東経141度46.199分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町小子内	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第11号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町有家地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度19.907分、東経141度46.199分 イ点 北緯40度20.072分、東経141度47.162分 ウ点 北緯40度19.425分、東経141度47.335分 エ点 北緯40度18.910分、東経141度46.950分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町有家	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第12号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町中野地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度18.910分、東経141度46.950分 イ点 北緯40度19.425分、東経141度47.335分 ウ点 北緯40度17.981分、東経141度48.484分 エ点 北緯40度17.736分、東経141度47.702分	第一種共同漁業	貝類漁業3件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町中野	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第13号	久慈市漁業協同組合	久慈市侍浜地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度17.736分、東経141度47.702分 イ点 北緯40度17.980分、東経141度48.486分 ウ点 北緯40度15.523分、東経141度50.247分 エ点 北緯40度15.502分、東経141度49.225分	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市侍浜町本町、向町、桑畑、外屋敷、横沼及び堀切	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第14号	久慈市漁業協同組合	久慈市南侍浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点ク、ケ、コ、サ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。) ア点 北緯40度15.502分、東経141度49.225分 イ点 北緯40度15.523分、東経141度50.247分 ウ点 北緯40度12.599分、東経141度50.748分 エ点 北緯40度12.444分、東経141度50.809分 オ点 北緯40度12.472分、東経141度50.213分 カ点 北緯40度13.071分、東経141度49.389分 キ点 北緯40度13.277分、東経141度49.389分 ク点 北緯40度12.985分、東経141度50.056分 ケ点 北緯40度12.998分、東経141度50.125分 コ点 北緯40度12.468分、東経141度50.315分 サ点 北緯40度12.471分、東経141度50.242分	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市侍浜町白前、本波及び妻生	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第15号	久慈市漁業協同組合	久慈市夏井地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点カ、キ、ク、ケ、コ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とサ、シ、ス及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。) ア点 北緯40度13.277分、東経141度49.389分 イ点 北緯40度13.071分、東経141度49.389分 ウ点 北緯40度12.472分、東経141度50.213分 エ点 北緯40度12.193分、東経141度50.311分 オ点 北緯40度12.705分、東経141度48.245分 カ点 北緯40度13.287分、東経141度49.093分 キ点 北緯40度13.258分、東経141度49.113分 ク点 北緯40度13.187分、東経141度49.123分 ケ点 北緯40度13.168分、東経141度49.103分 コ点 北緯40度12.291分、東経141度49.918分 サ点 北緯40度12.278分、東経141度49.968分 シ点 北緯40度12.278分、東経141度50.180分 ス点 北緯40度12.223分、東経141度50.191分	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市夏井町早坂、大崎、閉伊口及び鳥谷	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一共第16号	久慈市漁業協同組合	久慈市久慈浜地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点ア、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びトの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とエ、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。) ア点 北緯40度12.705分、東経141度48.245分 イ点 北緯40度12.193分、東経141度50.311分 ウ点 北緯40度11.710分、東経141度50.372分 エ点 北緯40度11.488分、東経141度47.852分 オ点 北緯40度12.291分、東経141度49.918分 カ点 北緯40度12.278分、東経141度49.930分 キ点 北緯40度12.278分、東経141度49.968分 ク点 北緯40度12.223分、東経141度50.191分 ケ点 北緯40度12.023分、東経141度50.230分 コ点 北緯40度12.020分、東経141度50.175分 サ点 北緯40度11.859分、東経141度50.172分 シ点 北緯40度11.708分、東経141度50.345分 ス点 北緯40度11.663分、東経141度49.840分 セ点 北緯40度12.000分、東経141度49.618分 ソ点 北緯40度11.991分、東経141度49.393分 タ点 北緯40度12.181分、東経141度49.357分 チ点 北緯40度12.185分、東経141度49.059分 ツ点 北緯40度12.664分、東経141度48.281分 テ点 北緯40度12.552分、東経141度48.157分 ト点 北緯40度12.518分、東経141度48.103分 ナ点 北緯40度12.117分、東経141度47.887分 ニ点 北緯40度12.114分、東経141度48.379分 ヌ点 北緯40度11.935分、東経141度48.376分 ネ点 北緯40度11.603分、東経141度48.612分 ノ点 北緯40度11.571分、東経141度48.787分	第一種共同漁業	貝類漁業6件(あわび、えぞぼら等)、巻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市湊町源道及び旭町	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第17号	久慈市漁業協同組合	久慈市二子地先	次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点ア、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。) ア点 北緯40度11.488分、東経141度47.852分 イ点 北緯40度11.622分、東経141度49.378分 ウ点 北緯40度10.810分、東経141度49.227分 エ点 北緯40度11.571分、東経141度48.787分 オ点 北緯40度11.466分、東経141度49.349分 カ点 北緯40度11.073分、東経141度49.275分 キ点 北緯40度11.063分、東経141度49.147分 ク点 北緯40度11.186分、東経141度48.321分 ケ点 北緯40度11.151分、東経141度48.322分	第一種共同漁業	貝類漁業6件(あわび、えぞぼら等)、巻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市長内町二子、玉の脇及び元木沢	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一共第18号	久慈市漁業協同組合	久慈市大尻地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ及びキの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。) ア点 北緯40度10.810分、東経141度49.227分 イ点 北緯40度11.622分、東経141度49.378分 ウ点 北緯40度11.710分、東経141度50.372分 エ点 北緯40度11.652分、東経141度50.692分 オ点 北緯40度10.941分、東経141度51.453分 カ点 北緯40度10.065分、東経141度50.901分 キ点 北緯40度11.073分、東経141度49.275分 ク点 北緯40度11.466分、東経141度49.349分 ケ点 北緯40度11.381分、東経141度49.805分 コ点 北緯40度11.445分、東経141度49.984分 サ点 北緯40度11.663分、東経141度49.840分 シ点 北緯40度11.708分、東経141度50.354分 ス点 北緯40度11.532分、東経141度50.566分 セ点 北緯40度11.534分、東経141度50.579分 ソ点 北緯40度11.682分、東経141度50.526分 タ点 北緯40度11.668分、東経141度50.603分 チ点 北緯40度11.528分、東経141度50.653分 ツ点 北緯40度11.528分、東経141度50.824分 テ点 北緯40度11.339分、東経141度51.026分 ト点 北緯40度11.342分、東経141度50.666分 ナ点 北緯40度10.774分、東経141度50.229分 ニ点 北緯40度10.808分、東経141度50.165分 ヌ点 北緯40度11.341分、東経141度50.576分 ネ点 北緯40度11.319分、東経141度50.048分 ノ点 北緯40度11.133分、東経141度50.045分	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市長内町大尻	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第19号	久慈市漁業協同組合	久慈市久慈湾口沖地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(次の点キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線並びにサ、シ、ス及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。) ア点 北緯40度12.472分、東経141度50.213分 イ点 北緯40度12.444分、東経141度50.809分 ウ点 北緯40度10.941分、東経141度51.453分 エ点 北緯40度11.652分、東経141度50.692分 オ点 北緯40度11.710分、東経141度50.372分 カ点 北緯40度12.193分、東経141度50.311分 キ点 北緯40度12.471分、東経141度50.242分 ク点 北緯40度12.468分、東経141度50.315分 ケ点 北緯40度11.668分、東経141度50.603分 コ点 北緯40度11.682分、東経141度50.526分 サ点 北緯40度11.528分、東経141度50.824分 シ点 北緯40度11.528分、東経141度50.955分 ス点 北緯40度11.407分、東経141度50.954分	第一種共同漁業	貝類漁業3件(あわび、いがい等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第20号	久慈市漁業協同組合	久慈市小袖地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度10.065分、東経141度50.901分 イ点 北緯40度10.941分、東経141度51.453分 ウ点 北緯40度9.151分、東経141度52.860分 エ点 北緯40度9.055分、東経141度52.1	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市宇部町小袖、小袖沢及び三崎	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第21号	久慈市漁業協同組合	久慈市久喜地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度9.055分、東経141度52.167分 イ点 北緯40度9.151分、東経141度52.860分 ウ点 北緯40度8.205分、東経141度53.648分 エ点 北緯40度7.246分、東経141度51.486分 オ点 北緯40度7.840分、東経141度50.525分	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市宇部町久喜及び九戸郡野田村第37地割(焼切地区に限る。)	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第22号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字野田地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度7.840分、東経141度50.525分 イ点 北緯40度7.246分、東経141度51.486分 ウ点 北緯40度5.457分、東経141度51.115分 エ点 北緯40度5.512分、東経141度49.853分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡野田村大字野田(焼切地区を除く。)	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一共第23号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字玉川地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯40度5.512分、東経141度49.853分 イ点 北緯40度5.457分、東経141度51.115分 ウ点 北緯40度3.761分、東経141度52.651分 エ点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡野田村大字玉川	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第101号	普代村漁業協同組合	下閉伊郡普代村地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点ケとコを結んだ線から上流の普代川の区域を除く。) ア点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分 イ点 北緯40度3.761分、東経141度52.651分 ウ点 北緯40度3.549分、東経141度53.759分 エ点 北緯40度3.509分、東経141度55.515分 オ点 北緯40度0.894分、東経141度56.432分 カ点 北緯39度59.793分、東経141度57.330分 キ点 北緯39度59.492分、東経141度57.034分 ク点 北緯39度59.361分、東経141度56.897分 ケ点 北緯40度1.039分、東経141度53.970分 コ点 北緯40度0.852分、東経141度54.077分	第一種共同漁業	貝類漁業6件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡普代村	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第102号	田野畑村漁業協同組合	下閉伊郡田野畑村地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度59.361分、東経141度56.897分 イ点 北緯39度59.492分、東経141度57.034分 ウ点 北緯39度59.793分、東経141度57.330分 エ点 北緯39度58.966分、東経141度57.833分 オ点 北緯39度53.574分、東経141度58.578分 カ点 北緯39度53.280分、東経141度57.599分 キ点 北緯39度53.237分、東経141度57.561分	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、えぞぼら等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡田野畑村	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第103号	田老町漁業協同組合ほか1	下閉伊郡岩泉町小本及び宮古市田老字摂待地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点キ、ク、ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。) ア点 北緯39度53.237分、東経141度57.561分 イ点 北緯39度53.280分、東経141度57.599分 ウ点 北緯39度53.574分、東経141度58.578分 エ点 北緯39度53.159分、東経141度58.934分 オ点 北緯39度47.369分、東経142度0.430分 カ点 北緯39度47.310分、東経141度59.033分 キ点 北緯39度50.984分、東経141度58.367分 ク点 北緯39度50.982分、東経141度58.484分 ケ点 北緯39度50.946分、東経141度58.684分 コ点 北緯39度50.734分、東経141度58.895分 サ点 北緯39度50.715分、東経141度58.863分 シ点 北緯39度50.711分、東経141度58.706分	第一種共同漁業	貝類漁業3件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡岩泉町小本及び宮古市田老	(1)一共第104号口開けの際は、本号も同時口開けをしなければならない。 (2)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第104号	田老町漁業協同組合	宮古市田老地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度47.310分、東経141度59.033分 イ点 北緯39度47.369分、東経142度0.430分 ウ点 北緯39度46.601分、東経142度0.565分 エ点 北緯39度45.151分、東経142度0.399分 オ点 北緯39度41.820分、東経141度59.515分 カ点 北緯39度42.095分、東経141度58.528分 キ点 北緯39度42.106分、東経141度58.491分	第一種共同漁業	貝類漁業3件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宮古市田老	(1)一共第103号口開けの際は、本号も同時口開けをしなければならない。 (2)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一共第105号	宮古漁業協同組合	宮古市崎山及び鍛ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点ク、ケ、コ、サ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。) ア点 北緯39度42.106分、東経141度58.491分 イ点 北緯39度42.095分、東経141度58.528分 ウ点 北緯39度41.820分、東経141度59.515分 エ点 北緯39度41.282分、東経141度59.644分 オ点 北緯39度39.710分、東経141度59.421分 カ点 北緯39度38.601分、東経141度59.303分 キ点 北緯39度38.341分、東経141度58.392分 ク点 北緯39度38.482分、東経141度58.888分 ケ点 北緯39度38.465分、東経141度58.828分 コ点 北緯39度38.605分、東経141度58.725分 サ点 北緯39度38.630分、東経141度58.780分	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、いがい等)、藻類漁業11件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宮古市崎山、崎鍛ヶ崎、鍛ヶ崎、臨港通、鍛ヶ崎上町、鍛ヶ崎仲町、鍛ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで及び鰯の浜町	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第106号	宮古漁業協同組合	宮古市宮古及び磯鶏地先	次の点アとイを結ぶ直線並びにウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ及びヘの各点を順次に結んだ線並びにホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ及びヨの各点を順次に結んだ線並びにラ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ラン、ア'、イ'、ウ'、エ'、オ'、カ' 及びキ' の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とク'、ケ'、コ'、サ'、シ' 及びク' の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。)並びに宮古市宮古橋上流端から下流の開伊川の区域 ア点 北緯39度38.300分、東経141度58.256分 イ点 北緯39度37.301分、東経141度59.360分 ウ点 北緯39度36.114分、東経141度58.132分 エ点 北緯39度36.243分、東経141度57.907分 オ点 北緯39度35.358分、東経141度56.753分 カ点 北緯39度38.314分、東経141度57.833分 キ点 北緯39度38.274分、東経141度58.129分 ク点 北緯39度38.154分、東経141度58.206分 ケ点 北緯39度38.136分、東経141度58.265分 コ点 北緯39度37.858分、東経141度58.487分 サ点 北緯39度37.724分、東経141度58.651分 シ点 北緯39度37.705分、東経141度58.630分 ス点 北緯39度37.681分、東経141度58.665分 セ点 北緯39度37.514分、東経141度58.698分 ソ点 北緯39度37.605分、東経141度58.791分 タ点 北緯39度37.548分、東経141度58.797分 チ点 北緯39度37.472分、東経141度58.783分 ツ点 北緯39度37.413分、東経141度58.764分 テ点 北緯39度37.369分、東経141度58.762分 ト点 北緯39度36.997分、東経141度58.386分 ナ点 北緯39度37.018分、東経141度58.135分 ニ点 北緯39度37.153分、東経141度58.095分 ヌ点 北緯39度37.130分、東経141度58.074分 ノ点 北緯39度37.118分、東経141度58.068分	第一種共同漁業	貝類漁業8件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宮古市宮古、磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目から二丁目まで、実田一丁目から二丁目まで、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜及び白浜	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			不点 北緯39度37.124分、東経141度58.053分 ノ点 北緯39度37.309分、東経141度57.989分 ハ点 北緯39度37.320分、東経141度57.968分 ヒ点 北緯39度37.388分、東経141度57.958分 フ点 北緯39度37.429分、東経141度57.908分 ヘ点 北緯39度37.439分、東経141度57.918分 ホ点 北緯39度36.331分、東経141度57.322分 マ点 北緯39度36.257分、東経141度57.474分 ミ点 北緯39度36.054分、東経141度57.243分 ム点 北緯39度36.002分、東経141度57.315分 メ点 北緯39度36.006分、東経141度57.349分 モ点 北緯39度35.950分、東経141度57.284分 ヤ点 北緯39度36.007分、東経141度57.201分 ユ点 北緯39度35.865分、東経141度57.045分 ヨ点 北緯39度35.982分、東経141度56.832分 ラ点 北緯39度37.385分、東経141度57.795分 リ点 北緯39度37.371分、東経141度57.859分 ル点 北緯39度37.121分、東経141度57.947分 レ点 北緯39度37.161分、東経141度58.018分 ロ点 北緯39度37.152分、東経141度58.026分 ワ点 北緯39度37.143分、東経141度58.019分 ヲ点 北緯39度37.140分、東経141度58.019分 ン点 北緯39度37.134分、東経141度58.023分 ア'点 北緯39度37.131分、東経141度58.019分 イ'点 北緯39度37.080分、東経141度58.020分 ウ'点 北緯39度37.078分、東経141度58.032分 エ'点 北緯39度37.047分、東経141度58.039分 オ'点 北緯39度36.989分、東経141度57.962分 カ'点 北緯39度36.989分、東経141度57.941分 キ'点 北緯39度37.089分、東経141度57.939分 ク'点 北緯39度37.133分、東経141度58.076分 ケ'点 北緯39度37.108分、東経141度58.092分 コ'点 北緯39度37.097分、東経141度58.066分 サ'点 北緯39度37.124分、東経141度58.053分 シ'点 北緯39度37.130分、東経141度58.074分							
一共第107号	宮古漁業協同組合	宮古市津軽石地先	次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度35.358分、東経141度56.753分 イ点 北緯39度36.243分、東経141度57.907分 ウ点 北緯39度36.114分、東経141度58.132分	第一種共同漁業	貝類漁業9件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宮古市津軽石及び赤前	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第108号	重茂漁業協同組合 ほか1	宮古市重茂地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度37.301分、東経141度59.360分 イ点 北緯39度37.424分、東経141度59.224分 ウ点 北緯39度39.473分、東経142度0.812分 エ点 北緯39度39.504分、東経142度1.806分 オ点 北緯39度37.381分、東経142度2.013分 カ点 北緯39度36.867分、東経142度2.215分 キ点 北緯39度36.835分、東経142度1.869分	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、いがい等)、藻類漁業11件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宮古市宮古、鍛ヶ崎、臨港通、鍛ヶ崎上町、鍛ヶ崎仲町、鍛ヶ崎下町、蛸の浜町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで、重茂	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第109号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂及び音部地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度36.835分、東経142度1.869分 イ点 北緯39度36.867分、東経142度2.215分 ウ点 北緯39度35.237分、東経142度2.838分 エ点 北緯39度33.562分、東経142度4.533分 オ点 北緯39度32.833分、東経142度4.616分 カ点 北緯39度32.801分、東経142度4.271分	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、いがい等)、藻類漁業11件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宮古市重茂及び音部	(1)一共第108号口開けの際は、本号も同時口開けの上、操業しなければならない。 (2)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第110号	重茂漁業協同組合 ほか1	宮古市重茂地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度32.801分、東経142度4.271分 イ点 北緯39度32.833分、東経142度4.616分 ウ点 北緯39度31.141分、東経142度3.647分 エ点 北緯39度30.953分、東経142度2.386分 オ点 北緯39度29.695分、東経142度1.421分 カ点 北緯39度30.018分、東経142度0.615分	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宮古市重茂及び音部並びに下閉伊郡山田町大沢、山田、飯岡及び楯笠	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一共第111号	三陸やまだ漁業協同組合 ほか1	下閉伊郡山田町大沢、山田、織笠及び大浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度30.018分、東経142度0.615分 イ点 北緯39度29.695分、東経142度1.421分 ウ点 北緯39度29.246分、東経142度3.144分 エ点 北緯39度28.317分、東経142度3.844分 オ点 北緯39度26.301分、東経142度2.906分 カ点 北緯39度26.391分、東経142度2.557分	第一種共同漁業	貝類漁業6件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第112号	船越湾漁業協同組合 ほか1	下閉伊郡山田町船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度26.391分、東経142度2.557分 イ点 北緯39度26.301分、東経142度2.906分 ウ点 北緯39度25.356分、東経142度2.923分 エ点 北緯39度23.306分、東経141度59.694分 オ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分 カ点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分	第一種共同漁業	貝類漁業6件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第1地割から第23地割まで	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第201号	新おおつち漁業協同組合	上閉伊郡大槌町吉里吉里地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分 イ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分 ウ点 北緯39度23.306分、東経141度59.694分 エ点 北緯39度22.354分、東経141度59.958分 オ点 北緯39度21.764分、東経141度58.369分 カ点 北緯39度21.672分、東経141度57.332分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	上閉伊郡大槌町吉里吉里及び赤浜	(1)漁業権行使に当たり一共第202号及び一共第203号漁業権と同時口開けをしなければならない。 (2)一共第202号漁場との境界線から二才島最高地点より正東に至る区域内に大槌町(吉里吉里、赤浜及び金沢を除く。)に居住する漁民の入漁を拒むことができない。 (3)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第202号	釜石東部漁業協同組合 ほか1	上閉伊郡大槌町及び釜石市鵜住居町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度21.672分、東経141度57.332分 イ点 北緯39度21.764分、東経141度58.369分 ウ点 北緯39度22.354分、東経141度59.958分 エ点 北緯39度21.491分、東経142度0.199分 オ点 北緯39度21.087分、東経142度0.131分 カ点 北緯39度21.057分、東経141度59.785分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	上閉伊郡大槌町(吉里吉里及び金沢を除く。)、釜石市鵜住居町(第1地割から第5地割及び第30地割を除く。)、箱崎町(第4地割及び第13地割を除く。)&及び片岸	(1)漁業権行使に当たり一共第201号及び一共第203号漁業権と同時口開けをしなければならない。 (2)一共第201号漁場との境界線の沖の点と浪の助南端より東南144メートルの点と、七戻崎正南850メートルの点と、大槌町惣川(河口右岸の点と、同点より正南1,180メートルの点を結ぶ五直線の区域内に、大槌町吉里吉里に居住する漁民の入漁を拒むことができない。 (3)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第203号	釜石東部漁業協同組合 ほか1	釜石市箱崎町前浜地先	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度21.057分、東経141度59.785分 イ点 北緯39度21.087分、東経142度0.131分 ウ点 北緯39度18.912分、東経141度59.714分 エ点 北緯39度18.784分、東経141度58.214分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	上閉伊郡大槌町(吉里吉里、赤浜及び金沢を除く。)&並びに釜石市片岸町、鵜住居町(第1地割から第5地割及び第30地割を除く。)、箱崎町、	(1)漁業権行使に当たり一共第201号及び一共第202号漁業権と同時口開けをしなければならない。 (2)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第204号	釜石東部漁業協同組合	釜石市箱崎町及び両石町地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度18.784分、東経141度58.214分 イ点 北緯39度18.912分、東経141度59.714分 ウ点 北緯39度17.994分、東経141度59.510分 エ点 北緯39度17.543分、東経141度54.256分	第一種共同漁業	貝類漁業7件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	釜石市箱崎町、両石町、鵜住居町(第1地割から第5地割及び第30地割を除く。)&及び片岸町	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一共第205号	釜石湾漁業協同組合	釜石市釜石、平田及び白浜浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の各点ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。)並びに釜石市矢の浦橋下流端から下流の甲子川の区域 ア点 北緯39度17.543分、東経141度54.256分 イ点 北緯39度17.994分、東経141度59.510分 ウ点 北緯39度14.976分、東経141度58.872分 エ点 北緯39度12.270分、東経141度57.262分 オ点 北緯39度12.325分、東経141度56.005分 カ点 北緯39度12.920分、東経141度55.786分 キ点 北緯39度12.980分、東経141度55.670分 ク点 北緯39度15.861分、東経141度55.342分 ケ点 北緯39度15.936分、東経141度55.437分 コ点 北緯39度15.546分、東経141度55.960分 サ点 北緯39度15.527分、東経141度55.958分 シ点 北緯39度15.559分、東経141度56.224分 ス点 北緯39度15.396分、東経141度56.224分 セ点 北緯39度15.393分、東経141度56.004分 ソ点 北緯39度15.132分、東経141度56.262分 タ点 北緯39度15.064分、東経141度56.155分 チ点 北緯39度15.376分、東経141度55.854分 ツ点 北緯39度15.395分、東経141度55.853分 テ点 北緯39度15.368分、東経141度55.516分 ト点 北緯39度15.468分、東経141度55.244分 ナ点 北緯39度15.618分、東経141度55.334分 ニ点 北緯39度15.530分、東経141度55.570分 ヌ点 北緯39度15.528分、東経141度55.785分	第一種共同漁業	貝類漁業5件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	釜石市(輪住居町、箱崎町、片岸町、両石町及び唐丹町を除く。)	(1)釜石市佐須地区の赤磯と同市唐丹町地先の鯉島の両島を見通した線上にある鯉島周辺の行使については、同市唐丹町に居住する漁民に属するものとする。 (2)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第206号	唐丹町漁業協同組合	釜石市唐丹町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度12.980分、東経141度55.670分 イ点 北緯39度12.920分、東経141度55.786分 ウ点 北緯39度12.325分、東経141度56.005分 エ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分 オ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分 カ点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分	第一種共同漁業	貝類漁業6件(あわび、いがい等)、藻類漁業8件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	釜石市唐丹町	(1)釜石市佐須地区の赤磯と同市唐丹町地先の鯉島の両島を見通した線上にある鯉島周辺の行使については、同市唐丹町に居住する漁民に属するものとする。 (2)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第301号	吉浜漁業協同組合	大船渡市三陸町吉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分 イ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分 ウ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分 エ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分 オ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分 カ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分 キ点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分	第一種共同漁業	貝類漁業8件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町吉浜	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第302号	吉浜漁業協同組合 ほか1	大船渡市三陸町越喜来及び吉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分 イ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分 ウ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分 エ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分 オ点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分	第一種共同漁業	貝類漁業8件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町越喜来及び吉浜	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一共第303号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分 イ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分 ウ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分 エ点 北緯39度4.820分、東経141度52.187分 オ点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分	第一種共同漁業	貝類漁業9件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町越喜来	(1)次に掲げる漁場区域及び漁場区域内の漁業については、大船渡市三陸町綾里字砂子浜及び小石浜に居住する漁民の入漁を拒むことができない。 a 一共第304号漁場の境界から大船渡市三陸町越喜来岡松島までの区域内における「ふのり、つのまた及びいがい」の各漁業を除く他の漁業 b 大船渡市三陸町越喜来岡松島から同町越喜来蟹の鼻崎までの区域内における「ふのり、つのまた、いがい、ほや、あわび、いわのり、まつも及びわかめ」の各漁業を除く他の漁業 c 一共第304号漁場の境界から大船渡市三陸町越喜来大塩崎までの区域内における「たこ」漁業 (2)一共第304号漁場の境界から大船渡市三陸町越喜来岡松島までの区域内において、入漁の認められる漁業について、一共第303号及び一共第304号漁場との境界から同町綾里長磯までの区域内において入漁の認められる同種の漁業と同時口開けをしなければならない。 (3)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第304号	綾里漁業協同組合	大船渡市三陸町綾里地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分 イ点 北緯39度4.820分、東経141度52.187分 ウ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分 エ点 北緯39度0.863分、東経141度51.579分 オ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分 カ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分 キ点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分	第一種共同漁業	貝類漁業6件(あわび、いがい等)、藻類漁業10件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町綾里	(1)一共第303号漁場の境界から大船渡市三陸町綾里長磯までの区域内における「ふのり、つのまた及びいがい」の各漁業を除く他の漁業に限って同町越喜来鬼沢、上甬嶺及び下甬嶺に居住する漁民の入漁を拒むことはできない。 (2)一共第303号漁場の境界から大船渡市三陸町綾里長磯までの区域内において、入漁の認められる漁業については、一共第303号及び一共第304号漁場との境界から同町越喜来岡松島までの区域内において入漁の認められる同種の漁業と同時口開けをしなければならない。 (3)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第305号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市赤崎町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分 イ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分 ウ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分 エ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分 オ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分 カ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分 キ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分 ク点 北緯39度1.707分、東経141度43.675分	第一種共同漁業	貝類漁業9件(あわび、いがい等)、藻類漁業8件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市赤崎町	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第306号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市大船渡町及び赤崎町地先	次の点アとイを結ぶ直線と同線以北の最大高潮時海岸線とによって囲まれた大船渡湾の区域(次の点ウとエを直線で結ぶ永浜浦の区域及び点エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、ハ及びヒの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)並びに大船渡市川口橋下流端から下流の盛川の区域 ア点 北緯39度1.707分、東経141度43.675分 イ点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分 ウ点 北緯39度2.920分、東経141度44.166分 エ点 北緯39度3.054分、東経141度44.088分 オ点 北緯39度3.030分、東経141度44.037分 カ点 北緯39度3.029分、東経141度44.001分 キ点 北緯39度3.186分、東経141度43.949分 ク点 北緯39度3.194分、東経141度43.952分 ケ点 北緯39度3.194分、東経141度43.970分 コ点 北緯39度3.317分、東経141度44.014分 サ点 北緯39度3.318分、東経141度44.005分 シ点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分 ス点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分 セ点 北緯39度3.652分、東経141度44.125分 ソ点 北緯39度3.651分、東経141度44.125分 タ点 北緯39度3.742分、東経141度44.158分 チ点 北緯39度3.742分、東経141度44.164分 ツ点 北緯39度3.845分、東経141度44.140分 テ点 北緯39度3.855分、東経141度44.147分 ト点 北緯39度3.852分、東経141度44.153分 ナ点 北緯39度3.844分、東経141度44.147分 ニ点 北緯39度3.742分、東経141度44.170分 ヌ点 北緯39度3.748分、東経141度44.263分 ノ点 北緯39度3.770分、東経141度44.283分 ハ点 北緯39度3.763分、東経141度44.298分 ヒ点 北緯39度3.760分、東経141度44.305分 ヒ点 北緯39度3.758分、東経141度44.318分	第一種共同漁業	貝類漁業10件(あわび、いがい等)、藻類漁業8件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市大船渡町及び赤崎町	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
一共第307号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市末崎町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分 イ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分 ウ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分 エ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分 オ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分 カ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分 キ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分 ク点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分	第一種共同漁業	貝類漁業9件(あわび、いがい等)、藻類漁業8件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市末崎町	(1)ア点とイ点を結ぶ直線上にある岩礁の行使は、大船渡市大船渡町に居住する漁民に属するものとする。 (2)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第308号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市小友町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分 イ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分 ウ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分 エ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分 オ点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分	第一種共同漁業	貝類漁業8件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	陸前高田市小友町	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第309号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市広田町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分 イ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分 ウ点 北緯38度53.592分、東経141度41.854分 エ点 北緯38度55.635分、東経141度40.702分 オ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分 カ点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分	第一種共同漁業	貝類漁業8件(あわび、いがい等)、藻類漁業9件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	陸前高田市広田町	(1)一共第308号漁場の境界から陸前高田市広田町地先有松島までの区域内における「あわび、なまこ、たこ及びほや」の各漁業については、同市小友町只出に居住する漁民の入漁を拒むことができない。 (2)刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
一共第310号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町地先	次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに陸前高田市気仙川水門下流端から下流の気仙川の区域 ア点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分 イ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分 ウ点 北緯38度58.247分、東経141度37.899分	第一種共同漁業	貝類漁業8件(あわび、いがい等)、藻類漁業8件(わかめ、こんぶ等)、その他漁業5件(うに、なまこ等)	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町	刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。
二共第1号	久慈市漁業協同組合ほか4	九戸郡洋野町、久慈市及び九戸郡野田村地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ及びヨの各点を順次に結んだ線並びにラ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ラン、ア'及びイ'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。) ア点 北緯40度27.013分、東経141度40.925分 イ点 北緯40度27.867分、東経141度44.281分 ウ点 北緯40度18.551分、東経141度50.315分 エ点 北緯40度8.730分、東経141度55.398分 オ点 北緯40度4.651分、東経141度55.218分 カ点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分 キ点 北緯40度13.287分、東経141度49.093分 ク点 北緯40度13.258分、東経141度49.113分 ケ点 北緯40度13.187分、東経141度49.123分 コ点 北緯40度13.168分、東経141度49.103分 サ点 北緯40度12.278分、東経141度49.930分 シ点 北緯40度12.278分、東経141度50.180分 ス点 北緯40度12.023分、東経141度50.230分 セ点 北緯40度12.020分、東経141度50.175分 ソ点 北緯40度11.859分、東経141度50.172分 タ点 北緯40度11.532分、東経141度50.566分 チ点 北緯40度11.534分、東経141度50.579分 ツ点 北緯40度12.985分、東経141度50.056分 テ点 北緯40度12.998分、東経141度50.125分 ト点 北緯40度11.528分、東経141度50.653分 ナ点 北緯40度11.528分、東経141度50.955分 ニ点 北緯40度11.407分、東経141度50.954分 ヌ点 北緯40度11.339分、東経141度51.026分 ノ点 北緯40度11.342分、東経141度50.666分 ハ点 北緯40度10.774分、東経141度50.229分 ヒ点 北緯40度10.808分、東経141度50.165分 フ点 北緯40度11.341分、東経141度50.576分 ロ点 北緯40度11.280分、東経141度50.680分	第二種共同漁業	いかり止底刺し網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町、久慈市及び九戸郡野田村	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、852箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子綱から浮子綱までの高さをいう。))は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子綱は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は27箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は27箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深15メートル以下に、垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 d キ点と次のウ'点とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内では、磯建網漁業(たが網漁業を含む。)を操業してはならない。 ウ'点 北緯40度10.997分、東経141度48.867分

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			フ点 北緯40度11.319分、東経141度50.048分 ヘ点 北緯40度11.339分、東経141度50.053分 ホ点 北緯40度11.381分、東経141度49.805分 マ点 北緯40度11.445分、東経141度49.984分 ミ点 北緯40度12.000分、東経141度49.618分 ム点 北緯40度11.991分、東経141度49.393分 メ点 北緯40度12.181分、東経141度49.357分 モ点 北緯40度12.185分、東経141度49.059分 ヤ点 北緯40度12.664分、東経141度48.281分 ユ点 北緯40度12.552分、東経141度48.157分 ヨ点 北緯40度12.518分、東経141度48.103分 ラ点 北緯40度12.117分、東経141度47.887分 リ点 北緯40度12.114分、東経141度48.379分 ル点 北緯40度11.935分、東経141度48.376分 レ点 北緯40度11.603分、東経141度48.612分 ロ点 北緯40度11.339分、東経141度49.805分 ワ点 北緯40度11.333分、東経141度50.053分 ン点 北緯40度11.063分、東経141度50.045分 ン点 北緯40度11.063分、東経141度49.147分 ア点 北緯40度11.186分、東経141度48.321分 イ点 北緯40度11.151分、東経141度48.322分							
二共第2号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町中野地先(オーダー)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度17.944分、東経141度47.751分 イ点 北緯40度18.132分、東経141度48.225分 ウ点 北緯40度17.951分、東経141度48.306分 エ点 北緯40度17.902分、東経141度47.782分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡洋野町中野	(1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第3号	久慈市漁業協同組合	久慈市侍浜町桑畑地先(岸桑畑網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度17.520分、東経141度48.031分 イ点 北緯40度17.669分、東経141度48.452分 ウ点 北緯40度17.484分、東経141度48.533分 エ点 北緯40度17.471分、東経141度48.041分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市	(1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
二共第4号	久慈市漁業協同組合	久慈市侍浜町字本町地先(ウスクールビ)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度16.526分、東経141度48.801分 イ点 北緯40度16.618分、東経141度48.978分 ウ点 北緯40度16.485分、東経141度49.054分 エ点 北緯40度16.478分、東経141度48.842分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市	(1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第5号	久慈市漁業協同組合	久慈市侍浜町字白前地先(トクソ)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度14.955分、東経141度49.493分 イ点 北緯40度15.035分、東経141度49.825分 ウ点 北緯40度14.910分、東経141度49.857分 エ点 北緯40度14.904分、東経141度49.455分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市	(1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
二共第6号	久慈市漁業協同組合	久慈市湊町地先(イナリ)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度11.919分、東経141度48.679分 イ点 北緯40度11.958分、東経141度48.880分 ウ点 北緯40度11.848分、東経141度48.886分 エ点 北緯40度11.826分、東経141度48.685分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
二共第7号	久慈市漁業協同組合	久慈市長内町大尻地先(大尻網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度10.716分、東経141度50.433分 イ点 北緯40度11.042分、東経141度50.693分 ウ点 北緯40度10.955分、東経141度50.828分 エ点 北緯40度10.684分、東経141度50.479分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	久慈市	(1)沖出し最端部及びアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
二共第8号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字野田前浜地先(前浜)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度6.718分、東経141度49.702分 イ点 北緯40度6.720分、東経141度49.913分 ウ点 北緯40度6.655分、東経141度49.900分 エ点 北緯40度6.708分、東経141度49.700分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡野田村大字野田	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第9号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字野田地先(米田岸)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度5.938分、東経141度49.620分 イ点 北緯40度6.028分、東経141度49.804分 ウ点 北緯40度5.940分、東経141度49.845分 エ点 北緯40度5.918分、東経141度49.629分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡野田村大字野田	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさになければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第10号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字野田地先(米田沖)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度6.028分、東経141度49.804分 イ点 北緯40度6.200分、東経141度50.161分 ウ点 北緯40度5.980分、東経141度50.264分 エ点 北緯40度5.940分、東経141度49.845分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡野田村大字野田	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさになければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
二共第11号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字玉川地先(根井)	次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度4.294分、東経141度50.190分 イ点 北緯40度4.408分、東経141度50.445分 ウ点 北緯40度4.330分、東経141度50.481分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡野田村大字玉川	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさになければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
二共第12号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字玉川地先(夏下安家)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度3.669分、東経141度50.907分 イ点 北緯40度3.722分、東経141度51.087分 ウ点 北緯40度3.632分、東経141度51.117分 エ点 北緯40度3.629分、東経141度50.945分	第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	3月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡野田村大字玉川	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 (3)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第13号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字玉川地先(夏沖下安家)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度3.666分、東経141度51.110分 イ点 北緯40度3.807分、東経141度51.430分 ウ点 北緯40度3.725分、東経141度51.472分 エ点 北緯40度3.588分、東経141度51.140分	第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡野田村大字玉川	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
二共第14号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字玉川地先(秋船越網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度3.373分、東経141度51.317分 イ点 北緯40度3.531分、東経141度51.576分 ウ点 北緯40度3.461分、東経141度51.631分 エ点 北緯40度3.360分、東経141度51.328分	第二種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	九戸郡野田村大字玉川	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (3)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第15号	普代村漁業協同組合	下閉伊郡普代村力持地先(秋せんま網)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度1.804分、東経141度53.522分 イ点 北緯40度1.862分、東経141度53.630分 ウ点 北緯40度1.880分、東経141度53.615分 エ点 北緯40度1.909分、東経141度53.668分 オ点 北緯40度1.760分、東経141度53.774分 カ点 北緯40度1.722分、東経141度53.567分	第二種共同漁業	さけ小型定置漁業	8月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡普代村	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (3)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。 (4)イ、ウ、エ及び次の点キの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を設置してはならない。 キ点 北緯40度1.888分、東経141度53.682分
二共第101号	小本浜漁業協同組合ほか2	下閉伊郡普代村、田野畑村及び岩泉町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点クとケを結んだ線から上流の普代川の区域とコ、サ、シ、ス、セ及びソの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。) ア点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分 イ点 北緯40度4.651分、東経141度55.218分 ウ点 北緯40度1.012分、東経141度56.577分 エ点 北緯39度58.998分、東経141度58.182分 オ点 北緯39度50.161分、東経141度59.765分 カ点 北緯39度49.861分、東経141度58.788分 キ点 北緯39度49.827分、東経141度58.645分 ク点 北緯40度1.039分、東経141度53.970分 ケ点 北緯40度0.852分、東経141度54.077分 コ点 北緯39度50.984分、東経141度58.367分 サ点 北緯39度50.982分、東経141度58.484分 シ点 北緯39度50.946分、東経141度58.684分 ス点 北緯39度50.734分、東経141度58.895分 セ点 北緯39度50.715分、東経141度58.863分 ソ点 北緯39度50.711分、東経141度58.706分	第二種共同漁業	いかり止底刺し網漁業7件(あいなめ、そい等)、雄魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡普代村、田野畑村及び岩泉町	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、175箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さという。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海度に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は30箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は21箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深15メートル以下に、垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
二共第102号	宮古漁業協同組合 ほか2	宮古市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点セ、ソ、タ、チ及びせの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域とツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ及びノの各点を順次に結んだ線並びにハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ン、ア、イ、ウ、及びエ'の各点を順次に結んだ線並びにオ'、カ'、キ'、ク'、ケ'、コ'、サ'、シ'及びス'の各点を順次に結んだ線並びにセ'、ソ'、タ'、チ'、ツ'、テ'、ト'、ナ'、ニ'、ヌ'、ネ'、ノ'、ハ'、ヒ'及びフ'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とヘ'、ホ'、マ'、ミ'、ム'及びヘ'の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。)並びに宮古市宮古橋上流端から下流の開伊川の区域 ア点 北緯39度49.827分、東経141度58.645分 イ点 北緯39度49.861分、東経141度58.788分 ウ点 北緯39度50.161分、東経141度59.765分 エ点 北緯39度46.695分、東経142度0.968分 オ点 北緯39度45.196分、東経142度0.884分 カ点 北緯39度41.174分、東経142度0.130分 キ点 北緯39度39.381分、東経142度2.560分 ク点 北緯39度33.594分、東経142度4.879分 ケ点 北緯39度32.865分、東経142度4.962分 コ点 北緯39度30.956分、東経142度3.901分 サ点 北緯39度29.315分、東経142度2.880分 シ点 北緯39度29.521分、東経142度1.854分 ス点 北緯39度30.018分、東経142度0.615分 セ点 北緯39度38.630分、東経141度58.780分 ソ点 北緯39度38.299分、東経141度59.022分 タ点 北緯39度38.274分、東経141度58.967分 チ点 北緯39度38.605分、東経141度58.725分 ツ点 北緯39度38.360分、東経141度58.341分 テ点 北緯39度38.334分、東経141度58.443分 ト点 北緯39度38.374分、東経141度58.504分 ナ点 北緯39度38.352分、東経141度58.527分 ニ点 北緯39度38.316分、東経141度58.475分 ヌ点 北緯39度38.265分、東経141度58.460分 ネ点 北緯39度38.294分、東経141度58.262分 ノ点 北緯39度38.300分、東経141度58.256分 ハ点 北緯39度38.314分、東経141度57.833分 ヒ点 北緯39度38.274分、東経141度58.129分 フ点 北緯39度38.154分、東経141度58.206分 ヘ点 北緯39度38.136分、東経141度58.265分 ホ点 北緯39度37.858分、東経141度58.487分 マ点 北緯39度37.724分、東経141度58.651分 ミ点 北緯39度37.705分、東経141度58.630分 ム点 北緯39度37.681分、東経141度58.665分 メ点 北緯39度37.514分、東経141度58.698分 モ点 北緯39度37.605分、東経141度58.791分 ヤ点 北緯39度37.548分、東経141度58.797分 ユ点 北緯39度37.472分、東経141度58.783分 ヨ点 北緯39度37.413分、東経141度58.764分 ラ点 北緯39度37.369分、東経141度58.762分 リ点 北緯39度36.997分、東経141度58.386分 ル点 北緯39度37.018分、東経141度58.135分 レ点 北緯39度37.153分、東経141度58.095分 ロ点 北緯39度37.130分、東経141度58.074分 ワ点 北緯39度37.124分、東経141度58.053分 ン点 北緯39度37.309分、東経141度57.989分 ア'点 北緯39度37.320分、東経141度57.968分 イ'点 北緯39度37.368分、東経141度57.958分 ウ'点 北緯39度37.429分、東経141度57.908分 エ'点 北緯39度37.439分、東経141度57.918分 オ'点 北緯39度36.331分、東経141度57.322分 カ'点 北緯39度36.257分、東経141度57.474分 キ'点 北緯39度36.054分、東経141度57.243分 ク'点 北緯39度36.002分、東経141度57.315分 ケ'点 北緯39度36.006分、東経141度57.349分 コ'点 北緯39度35.950分、東経141度57.284分	第二種共同漁業	いかり止底刺し網漁業7件(あいなめ、そい等)、鱧魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宮古市	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、422箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子綱から浮子綱までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子綱は、海底に着けなければならない。 c 宮古市宮古橋上流端から下流の開伊川の区域内では、いかり止底刺し網漁業を操業してはならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は69箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は38箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深15メートル以下に、垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端と右側端の長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			サ ^ハ 点 北緯39度36.007分、東経141度57.201分 シ ^ハ 点 北緯39度35.865分、東経141度57.045分 ス ^ハ 点 北緯39度35.982分、東経141度56.832分 セ ^ハ 点 北緯39度37.385分、東経141度57.795分 ゾ ^ハ 点 北緯39度37.371分、東経141度57.859分 ダ ^ハ 点 北緯39度37.121分、東経141度57.947分 チ ^ハ 点 北緯39度37.161分、東経141度58.018分 ツ ^ハ 点 北緯39度分37.152、東経141度58.026分 テ ^ハ 点 北緯39度37.143分、東経141度58.019分 ト ^ハ 点 北緯39度37.140分、東経141度58.019分 ナ ^ハ 点 北緯39度37.134分、東経141度58.023分 ニ ^ハ 点 北緯39度37.131分、東経141度58.019分 ヌ ^ハ 点 北緯39度37.080分、東経141度58.020分 ネ ^ハ 点 北緯39度37.078分、東経141度58.032分 ノ ^ハ 点 北緯39度37.047分、東経141度58.039分 ハ ^ハ 点 北緯39度36.989分、東経141度57.962分 ヒ ^ハ 点 北緯39度36.989分、東経141度57.941分 フ ^ハ 点 北緯39度37.089分、東経141度57.939分 ヘ ^ハ 点 北緯39度37.133分、東経141度58.076分 ホ ^ハ 点 北緯39度37.108分、東経141度58.092分 マ ^ハ 点 北緯39度37.097分、東経141度58.066分 ミ ^ハ 点 北緯39度37.124分、東経141度58.053分 ム ^ハ 点 北緯39度37.130分、東経141度58.074分							
二共第103号	三陸やまだ漁業協同組合 ほか 1	下閉伊郡山田町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度30.018分、東経142度0.615分 イ点 北緯39度29.521分、東経142度1.854分 ウ点 北緯39度29.315分、東経142度2.879分 エ点 北緯39度28.360分、東経142度4.328分 オ点 北緯39度25.207分、東経142度3.214分 カ点 北緯39度23.272分、東経141度59.826分 キ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分 ク点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分	第二種共同漁業	いかり止底刺網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、5箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子綱から浮子綱までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子綱は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は16箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は16箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
二共第104号	田野畑村漁業協同組合	下閉伊郡田野畑村明戸地先(やかた網)	次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度56.665分、東経141度57.321分 イ点 北緯39度56.478分、東経141度57.593分 ウ点 北緯39度56.419分、東経141度57.406分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡田野畑村	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第105号	田野畑村漁業協同組合	下閉伊郡田野畑村島越地先(二丁目)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度55.254分、東経141度56.818分 イ点 北緯39度55.427分、東経141度57.152分 ウ点 北緯39度55.251分、東経141度57.241分 エ点 北緯39度55.204分、東経141度56.843分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業		令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡田野畑村	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
二共第106号	田野畑村漁業協同組合	下閉伊郡田野畑村真木沢地先(真木沢)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度53.452分、東経141度57.523分 イ点 北緯39度53.621分、東経141度57.869分 ウ点 北緯39度53.439分、東経141度57.943分 エ点 北緯39度53.404分、東経141度57.556分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡田野畑村	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第107号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越地先(長崎)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度25.036分、東経141度58.197分 イ点 北緯39度24.957分、東経141度58.404分 ウ点 北緯39度24.881分、東経141度58.336分 エ点 北緯39度25.013分、東経141度58.180分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業		令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第108号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越地先(隠畑)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度24.783分、東経141度57.913分 イ点 北緯39度24.696分、東経141度58.129分 ウ点 北緯39度24.626分、東経141度58.047分 エ点 北緯39度24.751分、東経141度57.919分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第109号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越地先(二戈王)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度24.347分、東経141度57.529分 イ点 北緯39度24.237分、東経141度57.744分 ウ点 北緯39度24.143分、東経141度57.655分 エ点 北緯39度24.327分、東経141度57.487分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
二共第201号	釜石湾漁業協同組合 ほか3	上閉伊郡大槌町及び釜石市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次の点ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ネ及びケの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。)並びに釜石市矢の浦橋下流端から下流の甲子川の区域 ア点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分 イ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分 ウ点 北緯39度23.272分、東経141度59.826分 エ点 北緯39度21.117分、東経142度0.476分 オ点 北緯39度15.005分、東経141度59.217分 カ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分 キ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分 ク点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分 ケ点 北緯39度15.861分、東経141度55.342分 コ点 北緯39度15.936分、東経141度55.437分 サ点 北緯39度15.546分、東経141度55.960分 シ点 北緯39度15.527分、東経141度55.958分 ス点 北緯39度15.559分、東経141度56.224分 セ点 北緯39度15.396分、東経141度56.224分 ソ点 北緯39度15.393分、東経141度56.004分 タ点 北緯39度15.132分、東経141度56.262分 チ点 北緯39度15.064分、東経141度56.155分 ツ点 北緯39度15.376分、東経141度55.854分 テ点 北緯39度15.395分、東経141度55.853分 ト点 北緯39度15.368分、東経141度55.516分 ナ点 北緯39度15.468分、東経141度55.244分 ニ点 北緯39度15.618分、東経141度55.334分 ネ点 北緯39度15.530分、東経141度55.570分 ノ点 北緯39度15.528分、東経141度55.785分	第二種共同漁業	いかり止底刺し網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	上閉伊郡大槌町及び釜石市	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、400箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は86箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は76箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
二共第202号	釜石東部漁業協同組合	釜石市箱崎町桑の浜地先(下り松)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度18.335分、東経141度54.408分 イ点 北緯39度18.158分、東経141度54.346分 ウ点 北緯39度18.234分、東経141度54.195分 エ点 北緯39度18.365分、東経141度54.303分	第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	6月1日から翌年2月末日日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	釜石市箱崎町及び岡石町	(1)沖出し最端部及び陸側最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (3)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第301号	吉浜漁業協同組合	大船渡市三陸町吉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分 イ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分 ウ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分 エ点 北緯39度6.308分、東経141度56.315分 オ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分 カ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分 キ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分 ク点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分	第二種共同漁業	いかり止底刺し網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町吉浜	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、50箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は21箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は16箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさになければならない。
二共第302号	越喜来漁業協同組合 ほか1	大船渡市三陸町越喜来及び吉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分 イ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分 ウ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分 エ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分 オ点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分	第二種共同漁業	いかり止底刺し網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町越喜来及び吉浜	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、100箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は10箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は8箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさになければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
二共第303号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分 イ点 北緯39度6.308分、東経141度56.315分 ウ点 北緯39度4.405分、東経141度54.261分 エ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分 オ点 北緯39度4.820分、東経141度52.188分 カ点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分	第二種共同漁業	いかり止底刺網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町越喜来	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、100箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子綱から浮子綱までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子綱は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は20箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は16箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
二共第304号	綾里漁業協同組合	大船渡市三陸町綾里地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分 イ点 北緯39度4.820分、東経141度52.187分 ウ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分 エ点 北緯39度4.405分、東経141度54.261分 オ点 北緯39度0.225分、東経141度51.866分 カ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分 キ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分 ク点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分	第二種共同漁業	いかり止底刺網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市三陸町綾里	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、500箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子綱から浮子綱までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子綱は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は69箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は56箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさになければならない。
二共第305号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市赤崎町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分 イ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分 ウ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分 エ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分 オ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分 カ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分 キ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分 ク点 北緯39度1.707分、東経141度43.675分	第二種共同漁業	いかり止底刺網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市赤崎町	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、413箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子綱から浮子綱までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子綱は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は21箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は19箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさになければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
二共第306号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市大船渡町及び赤崎町地先	次の点アとイを結ぶ直線と同緯以北の最大高潮時海岸線とによって囲まれた大船渡湾の区域(次の点ウとエを直線で結ぶ永浜浦の区域と次の点エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、ハ及びヒの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)及び大船渡市川口橋下流端から下流の豊川の区域 ア点 北緯39度1.707分、東経141度43.675分 イ点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分 ウ点 北緯39度2.920分、東経141度44.166分 エ点 北緯39度3.054分、東経141度44.088分 オ点 北緯39度3.030分、東経141度44.037分 カ点 北緯39度3.029分、東経141度44.001分 キ点 北緯39度3.186分、東経141度43.949分 ク点 北緯39度3.194分、東経141度43.952分 ケ点 北緯39度3.194分、東経141度43.970分 コ点 北緯39度3.317分、東経141度44.014分 サ点 北緯39度3.318分、東経141度44.005分 シ点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分 ス点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分 セ点 北緯39度3.652分、東経141度44.125分 ソ点 北緯39度3.651分、東経141度44.125分 タ点 北緯39度3.742分、東経141度44.158分 チ点 北緯39度3.742分、東経141度44.164分 ツ点 北緯39度3.845分、東経141度44.140分 テ点 北緯39度3.855分、東経141度44.147分 ト点 北緯39度3.852分、東経141度44.153分 ナ点 北緯39度3.844分、東経141度44.147分 ニ点 北緯39度3.742分、東経141度44.170分 ヌ点 北緯39度3.748分、東経141度44.263分 ノ点 北緯39度3.770分、東経141度44.288分 ハ点 北緯39度3.763分、東経141度44.298分 ヒ点 北緯39度3.760分、東経141度44.305分 ヒ点 北緯39度3.758分、東経141度44.318分	第二種共同漁業	いかり止度刺網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市大船渡町及び赤崎町	(1)いかり止度刺し網漁業 a 統数は、613箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子綱から浮子綱までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子綱は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は60箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は35箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下としなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
二共第307号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市末崎町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分 イ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分 ウ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分 エ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分 オ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分 カ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分 キ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分 ク点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分	第二種共同漁業	いかり止度刺網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大船渡市末崎町	(1)いかり止度刺し網漁業 a 統数は、600箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子綱から浮子綱までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子綱は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は28箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は22箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさになければならない。
二共第308号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市小友町字只出地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分 イ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分 ウ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分 エ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分 オ点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分	第二種共同漁業	いかり止度刺網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	陸前高田市小友町	(1)いかり止度刺し網漁業 a 統数は、30箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子綱から浮子綱までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子綱は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は1箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は1箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさになければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
二共第309号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市広田町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分 イ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分 ウ点 北緯38度53.592分、東経141度41.854分 エ点 北緯38度55.835分、東経141度40.702分 オ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分 カ点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分	第二種共同漁業	いかり止底刺し網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	陸前高田市広田町	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、1,000箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は45箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は31箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。
二共第310号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町地先	次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに陸前高田市気仙川水門下流端から下流の気仙川の区域 ア点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分 イ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分 ウ点 北緯38度58.247分、東経141度37.899分	第二種共同漁業	いかり止底刺し網漁業7件(あいなめ、そい等)、雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	周年	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町	(1)いかり止底刺し網漁業 a 統数は、200箇統以内とする。 b 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。 (2)磯建網漁業(たが網漁業を含む。) a 統数は、3月1日から8月31日までの間は11箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は11箇統以内とする。 b 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。 c 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさになければならない。
二共第311号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市小友町地先(秋瀬沢小)	次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯38度58.994分、東経141度40.022分 イ点 北緯38度58.944分、東経141度39.937分 ウ点 北緯38度58.997分、東経141度39.919分	第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
二共第312号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市小友町地先(秋油崎小)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯38度59.578分、東経141度40.412分 イ点 北緯38度59.538分、東経141度40.372分 ウ点 北緯38度59.501分、東経141度40.279分 エ点 北緯38度59.534分、東経141度40.263分	第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
二共第313号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市米崎町地先(夏米ヶ崎)	次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度0.020分、東経141度39.459分 イ点 北緯38度59.770分、東経141度39.498分 ウ点 北緯38度59.778分、東経141度39.384分	第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から10月15日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 (3)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第314号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市米崎町地先(夏大原尻)	次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度0.020分、東経141度39.459分 イ点 北緯39度0.022分、東経141度39.248分 ウ点 北緯39度0.086分、東経141度39.236分	第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から10月15日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 (3)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
二共第315号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市気仙町地先(経神)	次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯38度58.501分、東経141度37.962分 イ点 北緯38度58.883分、東経141度38.512分 ウ点 北緯38度58.583分、東経141度38.728分	第二種共同漁業	いわし・すずき小型定置漁業	4月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町	(1)沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 (3)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (4)垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。